



ほうじん



公益社団法人 松山法人会

(公社)松山法人会通常総会 新会長に大塚岩男氏が就任

第7回通常総会にて

5月29日(水)松山市総合コミュニティーセンターにて、(公社)松山法人会第7回通常総会が開催されました。総会終了後臨時理事会を開催し、長年、当会にご尽力をいただきました森田浩治会長がご退任となり、新会長に大塚岩男氏がご就任されました。総会後の講演会は、テレビ等でご活躍されている荻原博子氏(経済ジャーナリスト)による特別記念講演会(テーマ:「くらしと経済」)が開催されました。当会は社会貢献の一環として、聴講無料で講演を公開しており、今回も広く一般の方々をお招きし、約600名が聴講され大変好評でした。

「公益社団法人」として、松山法人会では今後も地域企業の発展に資する事業を実施するとともに、これまで以上により多くの方々にご参加いただけるような企画・事業を推進してまいります。

クールビズのお知らせ

当会では、地球温暖化対策の一環としてクールビズを推進しています。

本年度も、昨年度に引き続き、5月～10月末まで実施いたします。

この期間に会議、研修等へご出席の際には、軽装でお越しくださいようお願い申し上げます。



▲森田前会長挨拶

▲大塚新会長就任挨拶

・特別記念講演のご報告	P1	・愛媛県からのお知らせ	P6
・大塚岩男新会長ご挨拶	P2	・愛媛働き方改革推進支援センター/社労士会	P7
・役員名簿	P3	・絵はがきコンクール入選作品	P8
・税務署からのお知らせ	P4、P5		

新会長に大塚岩男氏就任

(株式会社 伊予銀行頭取)

大塚新会長 就任ご挨拶



この度、松山法人会の会長を拝命し、その重責に身の引き締まる思いでございます。

法人会は「税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し 地域振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である」を理念として、行動実践する公益社団法人であります。

60年を超える歴史ある松山法人会は、商工業を中心に農林水産業、各種の団体や組合、更には、医療や福祉、弁護士や税理士等の専門家、NPO 法人等、極めて幅広い会員の皆様で構成され、全国トップの会員数を擁する法人会であります。

日頃から、「税の啓発」と地域社会のお役に立つ「社会貢献活動」を両輪に強力な組織力で活動し、たとえば結婚支援事業は全国のモデルになるなど、その活動ぶりは各界から高い評価を得ています。また、将来の社会的不安を解消するため、「社会保障制度と財政健全化のための税の一体改革が必要である」などの提言活動も行っております。

「平成」の間に日本の人口がピークを打って人口減少、少子高齢化のトレンドに入り、また新興国とくに中国が急成長し、そしてデジタル化が急激に進行するなど経済社会構造が大きく変化いたしました。そうした変化を受けて「令和」の時代の大きなテーマは、「持続可能性の追求」にあると考えております。時代に即した税制への提言や、人口減少、高齢化問題に積極的に取り組むとともに、デジタル化やグローバル化への対応に向けた情報共有など、会員の皆様のお役に立つ事業活動を展開して参りたいと考えております。

今後の法人会の更なる発展は、会員はじめ役員、関係機関の皆様のお力添えが無ければ実現できません。森田前会長が示された活動路線を受け継ぎながら、法人会活動に取り組んで参りたいと考えておりますので、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、会員の皆様の益々のご発展をお祈り申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

新体制を支える副会長（敬称略）



関 啓三
セキ(株)



高橋 祐二
三浦工業(株)



金井 謙一
(株)金井商会



森岡 孝
(株)富士造型



松井 光太郎
(株)松井建設

○顧問

役職名	氏名	法人名
顧問	森田 浩治	(株)伊予銀行

○役員

役職名	氏名	法人名
会長	大塚 岩男	(株)伊予銀行

副会長	高橋 祐二	三浦工業 (株)
//	関 啓三	セキ (株)
//	金井 謙一	(株)金井商会
//	森岡 孝	(株)富士造型
//	松井 光太郎	(株)松井建設

常任理事	三好 哲生	(株)三好食産
//	久保 素子	久保豊 (株)
//	高市 眞一	農事組合法人ほのぼの農園
//	新山富左衛門	(株)古湧園
//	一色 義治	愛媛ダイハツ販売 (株)
//	角田 純	(有)角田造船所
//	池田 啓吾	(株)ビルド商会
//	池田 彰	(株)寺田工務店
//	村上 道照	(株)ウイン
//	上田 文四郎	上岡商事 (株)
//	澤田 有馬	(株)タガ
//	水代 秀志	エネロ (株)
//	玉井 参良	玉井産業 (株)
//	兵頭 好喜	大進建設 (株)
//	清水 盛士郎	重松兄弟設備 (株)
//	藤村 泰雄	藤村石油 (株)
//	忽那 哲郎	忽那醸造 (株)
//	増田 和俊	ツウテック (株)
//	高岡 春彦	高岡建設 (株)
//	泉本 明英	(株)砥部焼千山
//	武村 秀行	四建環境 (株)

役職名	氏名	法人名
理事	小島 正之	DCMダイキ (株)
//	佐伯 要	(株)伊予鉄グループ
//	本田 元広	(株)愛媛銀行
//	弓山 慎也	愛媛信用金庫
//	弓崎 憲明	(株)弓崎商会
//	二宮 節文	(株)助格
//	宮下 志乃富	(有)クレメント
//	森 和幸	(株)丸源ガス
//	井出 康弘	(株)愛媛ソフトウェア・サービス
//	瀬村 要二郎	(株)瀬村製材所
//	富永 健次	(株)トミナガ
//	白方 基進	白方興業 (株)
//	西原 宏	第一印刷 (株)
//	竹下 明伸	日機愛媛 (株)
//	黒田 直	愛和電設 (株)
//	八石 昌明	(株)第一開発
//	小泉 啓典	東昇技建 (株)
//	徳本 秀樹	(株)愛媛庭園
//	正岡 尚起	上田消防建設 (株)
//	鳥井 貞宏	松山興産 (株)
//	南條 秀樹	南條工業 (株)
//	長田 昇二	(有)長田相互製材所
//	二宮 良和	エヒメセラム (株)
//	三浦 秀之	M・G・Mストーン (株)
//	谷本 敦志	(株)ひまわりの約束
//	渡部 京子	(有)松山水道工業所
//	小倉 三更子	(株)小倉葬祭社

監事	和泉 昇	(株)石材振興会
//	大亀 明人	(株)大亀製作所

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

(これまで)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (〇商店、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (〇慶、仕出弁当代)	〇,〇〇〇
∴ ∴		
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

(軽減税率制度実施(2019年10月)後)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費※ (〇商店、お茶代)	〇,〇〇〇
	会議費 (〇商店、文具代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費※ (〇慶、仕出弁当代)	〇,〇〇〇
∴ ∴		
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

※軽減税率対象品目
8%対象 ■■■■,■■■■
10%対象 ●●●,●●●

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■■,■■■■	●●●,●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

消費税申告書

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

軽減税率制度に対応するため、
次の事項をチェックしてみましょう!!

CHECK



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応するための準備

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式^(*)への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

※ 2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）が要件とされます。

〔参考〕飲食料品の取扱い（販売）がある事業者の準備

- ・ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認
- ・ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- ・ 税率区分に応じた経理処理の見直し
- ・ 納品書や請求書などの帳票の見直し
- ・ 値札の付け替え、価格表示の変更準備

※ 売上げについても「区分経理」が必要です。
※ 免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。



個人事業者の方へ（消費税確定申告書の作成手順の変更）

これまで、①「帳簿（元帳等）」から「青色申告決算書」等を作成、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」へ転記して消費税確定申告書を作成することができませんので、注意が必要です。事業者の皆様の作成している帳簿により異なりますが、軽減税率制度実施後の消費税確定申告書の作成手順は、概ね、次のとおりとなります。

これまで	軽減税率制度実施後
帳簿 ↓ 青色申告決算書等→所得税確定申告書 ↓ 課税取引金額計算表等→消費税確定申告書	帳簿（「区分経理」されたもの） ↓ 青色申告決算書等→所得税確定申告書 ↓ 課税取引金額計算表等→消費税確定申告書

※ 軽減税率の対象品目の売上げがない事業者であっても、仕入れや経費に軽減税率の対象品目がある場合には、区分経理が必要となります。

免税事業者の方へ

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

お知らせ

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

（平成30年12月）国税庁

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。



貴社にお勤めで、障がいを克服し職業人として活躍されている障がい者の方をご推薦ください。



愛媛県イメージアップキャラクター
みきやん

○愛媛県では、「優秀勤労障がい者」の知事表彰を行っています。

愛媛県では、一般の事業所に勤務されている障がい者の方で、その障がいを克服し、「職業人」として活躍されている方を、「優秀勤労障がい者」として表彰し、そのご努力を広く県民に周知することで、ご本人をはじめ、障がい者の方の労働意欲の向上を図り、ひいては障がい者の雇用促進につなげたいと考えております。

○ご本人のためにもご推薦ください。

障がい者の方のこれまでのご努力に対する表彰であり、ご本人の励みにもなりますので、積極的なご推薦をお願いします。

推薦期限・・・令和元年8月30日（金）

推薦方法・・・「推薦書」に必要事項をご記入の上、障害者手帳又は療育手帳のコピーを添付して、下記住所宛てにご郵送ください。（推薦書の様式は、県のHPに掲載しています。検索→「愛媛県 優秀勤労障がい者知事表彰」）

※ 推薦いただいた方全員が表彰されるものではありませんのでご了承ください。

※ これまでに推薦いただいた方で、未受賞の方を、再度、推薦いただくことも可能です。

※ 同一事業所からの受賞者は、各年度1名のみとなりますのでご了承ください。

推薦に当たっては、必ずご本人の了解を得て、推薦してください。

また、受賞者は表彰式の後、県のホームページ等で、氏名・勤務先が公表されますのでご了承ください。

○表彰式があります。（予定）

令和元年10月開催予定の「高齢・障がい者雇用フェスタ in えひめ」において、表彰式を実施します。（松山市総合コミュニティセンター）

本表彰の趣旨をご理解いただき、積極的なご推薦をお願いいたします。

（お問合せ先、推薦書送付先）

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県産業人材室

TEL：089-912-2505 FAX：089-912-2508 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

社会保険労務士等の専門家が相談に応じます

愛媛働き方改革推進支援センター開設しました!

本年4月1日より「働き方改革関連法」が順次施行されます。

この度、愛媛労働局より働き方改革関連法に関する相談支援業務を当連合会が受託し、「愛媛働き方改革推進支援センター」を設置しました。

全ての中小企業・小規模事業者等を対象に、①時間外労働の上限規制による長時間労働の是正、②正規雇用労働者（無期雇用フルタイム）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の解消に向けた人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善などの課題に対して、労務管理等の専門家（社会保険労務士等）による技術的支援を行ってまいります。

●お問い合わせ先

- ・開設場所：松山市大手町二丁目5番地7 松山商工会館 別館1階
- ・フリーダイヤル：0120-005-262 FAX：089-913-5502
- ・E-mail：hataraki1@csc-ehime.jp
- ・受付時間：9：00～17：00 ※土日祝 12月28日～1月5日を除く

安心

労働保険の「年度更新」・社会保険の「算定基礎届」は
人事・労務の専門家「社会保険労務士」にお任せください!

正確

年度更新

雇用保険料と労災保険料を
年度当初に1年分を概算で申告納付し
翌年度に確定申告し精算します。
届出期間 6月3日～7月10日

算定基礎届

健康保険料と厚生年金保険料を
毎年4月、5月、6月の給与に基づいて
毎年1回見直し定時決定を行います。
届出期間 7月1日～7月10日

愛媛社労士会

検索

ホームページの「会員紹介」のタグから、
東予、中予、南予地区それぞれ
お近くの社会保険労務士を探ることができます。



愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813
愛媛県松山市萱町4丁目6番地3
☎(089)907-4864



「税に関する絵はがきコンクール」

入選作品発表!

PART1

女性部会では、租税教室を開催した小学6年生を対象に、税についての関心と正しい知識を持っていただくことを目的として「税に関する絵はがきコンクール」を実施しております。今回は松前小学校、潮見小学校、味生小学校の3校からご応募いただきました。

総数 347 点の応募作品の中から入選した作品を紹介します。

▶味生小学校 廣江実采さんの作品
【最優秀賞】



▲松前小学校 福田里緒奈さんの作品
【女性部会長賞】

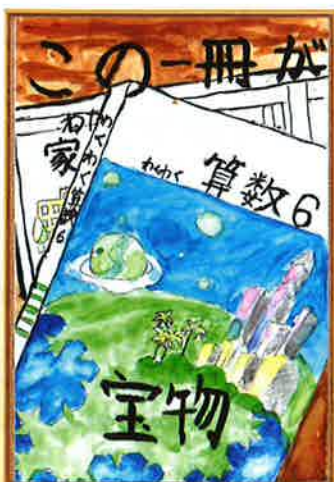


▲松前小学校 中矢恋奈さんの作品
【税務署長賞】

▶味生小学校 深川汐乃さんの作品
【女性部会長賞】



▶味生小学校 土岐涼華さんの作品
【租推協会会長賞】



▶潮見小学校 東山ひかるさんの作品
【法人会会長賞】

